

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 72 号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市本能老人デイサービスセンターの項中「午前7時から午後8時まで」を「午前8時30分から午後5時30分まで」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)